

議案第 29 号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を
第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同項第 1 号の次に次
の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 3 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭
和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成
27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失っ
たときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項ただし書を削り、同項を同条第 3 項と
し、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規
定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従
って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第29号参考資料

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u></p> <p><u>(5) 審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u></p> <p><u>(4) 審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>

(書面審理)

第6条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。
- 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、反論書は、委員会が定めた期間内に提出しなければならない。
- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(書面審理)

第6条 (略)

- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。
- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、反論書は、委員会が定めた期間内に提出しなければならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

<u>(4) 理由</u> 2 (略)	2 (略)
------------------------	-------